2020年6月18日

新設分割に関する事前開示書面

東京都港区六本木六丁目１０番１号
ＫＬａｂ株式会社
代表取締役社長　森田　英克

当会社を新設分割会社、株式会社まかねソフト（本店所在地：岡山市北区錦町５番１０号）を新設分割設立会社とする新設分割手続（以下「本件新設分割」という。）に関する、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容
別紙Ａのとおり。

2. 分割対価等についての定めの相当性に関する事項
(1) 新設分割設立会社は、本件新設分割に際して普通株式 1,000 株を発行し、その全てを新設分割会社に割り当てます。新設分割設立会社が発行する株式数については、新設分割会社が新設分割設立会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新設分割設立会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記の株式数が相当であると判断いたしました。
(2) 新設分割設立会社の資本金及び準備金につきましては、承継される予定の資産及び負債の額、本件新設分割後の新設分割設立会社の安定した財務基盤の構築及び機動的かつ柔軟な資本政策等を総合的に勘案し、法令の規定に従い、新設分割設立会社の事業内容及び事業規模に応じ相当と認められる金額として、新設分割計画書第5条に記載のとおり決定いたしました。

3. 新設分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

4. 新設分割が効力を生ずる日以後における新設分割会社の債務及び新設分割設立会社の債務の履行の見込みに関する事項
(1) 新設分割会社について
新設分割会社の最終事業年度の末日（2019年12月31日）時点の貸借対照表にお

ける資産の額及び負債の額は、それぞれ 22,427 百万円、6,446 百万円であり、本件新設分割の効力発生日以後においても資産の額が負債の額を大きく上回ることが見込まれます。よって、新設分割会社における債務の履行の見込みについては問題ないと判断しております。

(2) 新設分割設立会社について

本件新設分割により、新設分割会社から新設分割設立会社へ承継される予定の資産の額及び負債の額は、それぞれ概算で 16 百万円、0 円であり、本件新設分割の効力発生日以後においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。また、本件新設分割の効力発生日以後の新設分割設立会社の収益状況について、新設分割設立会社の負担すべき債務の履行に影響を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、新設分割設立会社における債務の履行の見込みについては問題はないと判断しております。

5. 本書面の備置開始日後、新設分割が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

該当事項はありません。

以上

別紙Ａ

新設分割計画書

ＫＬａｂ株式会社（以下「当社」という。）は、当社の事業の一部を新たに設立する株式会社まかねソフト（以下「新会社」という。）に承継させることに関し、次のとおり計画する。

第１条　（目的）

当社は、本計画に定めるところに従って、新設分割の方法により、当社の次の事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務の全部を分割により設立する新会社に承継させるため、会社分割（以下「本件分割」という。）を行う。

本件事業：　当社岡山事業所におけるゲームの企画、制作、運営及びこれに関連する事業（モバイルオンラインゲーム「テイルズオブアスタリア」に関する当該事業を含むが、モバイルオンラインゲーム「ラピスリライツ」に関する事業を含まないものとする）

第２条　（分割期日）

本件分割の分割期日は、２０２０年７月３１日とする。ただし、当社は、やむを得ない事情が生じた場合には、分割期日を変更することができる。

第３条　（新会社の目的等及び定款）

新会社の商号及び本店所在地は次のとおりとし、目的、発行可能株式総数その他の定款に定める事項は、別紙１に定めるとおりとする。

商号　株式会社まかねソフト

本店所在地　岡山市北区錦町５番１０号

第４条　（株式）

新会社が本件分割に際して当社に対して交付する新会社の株式の数は、普通株式１０００株とする。

第５条　（資本金及び準備金）

新会社の資本金及び準備金は、下記のとおりとする。

（１）　資本金　金 1,000 万円

（２）　準備金その他の額　会社計算規則の規定に従い、当社が定める。

第６条　（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

新会社は、別紙２．に記載する資産及び債務を分割期日において当社から承継する。

２．　新会社は、分割期日において、別紙３．に記載する契約上の地位を当社から承継する。

３．　新会社は、分割期日において、別紙４．に記載する従業員との雇用契約を当社から承継する。

別紙Ａ

第７条　（新会社の取締役）

新会社の設立時の取締役は、次のとおりとする。

取締役　大槻　一彦

第８条　（競業避止）

当社は、本件分割にかかわらず、本件事業及びこれに類似する事業にかかわる競業避止義務を負わないものとする。

第９条　（条件変更）

本計画についての当社取締役会の承認後、分割期日に至るまでの間に、天災地変、経済状況の激変、その他の事由により、本件事業及び本件事業に属する財産に重大な変動が生じた時には、当社は、本計画を変更し又は本件分割を中止することができる。

第１０条（規定外事項）

本計画に定めるもののほか、本件分割に関して必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することができる。

以上

以上の計画を証するため、本書を作成する。

２０２０年6月１７日

新設分割会社

東京都港区六本木六丁目１０番１号
ＫＬａｂ株式会社
代表取締役　　森　田　英　克

別紙Ａ

別紙１．新会社の目的等及び定款

定　　款

株式会社まかねソフト

別紙Ａ

第１章　総　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社まかねソフトと称し、英文ではＭＡＫＡＮＥＳＯＦＴ　ＣＯ.，　Ｌｔｄ.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）コンピュータソフトウェア業
（２）コンピュータハードウェアの設計、製造、販売及び保守に関する業務
（３）コンピュータ・ネットワークシステムの企画、開発、販売及び保守に関する業務
（４）情報処理に関する研究、開発事業
（５）インターネットのホームページの企画、制作
（６）人材育成のための教育事業
（７）印刷業、製版業、製本業並びに出版業
（８）広告代理店業
（９）人材派遣事業、人材紹介事業
（１０）アプリケーションソフトウェアの企画、制作及び運営
（１１）前各号に付帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を岡山県岡山市に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

（機関構成）

第５条　当会社は、取締役会、監査役その他会社法第３２６条第２項に定める機関を設置しない。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、１万株とする。

（株式の譲渡制限）

第７条　当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。

２　前項の承認機関は株主総会とする。

別紙Ａ

（自己の株式の取得）

第 ８ 条　当会社は、法令の定めるところにより、株主総会の決議によって特定の株主からその有する当会社の株式の全部又は一部を取得することができる。

２　前項の場合、当会社は会社法第１６０条第２項及び同条第３項の規定を適用しないものとする。

（株券の不発行）

第 ９ 条　当会社の株式については、株券を発行しない。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

第１０条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

２　前項におけるその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、前項の請求書に第１３条に定める届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後３か月以内のもの）を提出しなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示の請求）

第１１条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して請求しなければならない。

２　前項の請求の場合には、株主が前項の請求書に第１３条に定める届出印を押印しなければならない。株主が届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後３か月以内のもの）の提出をもってこれに代えることができる。

３　質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前２項に準ずる。

（手数料）

第１２条　前２条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（株主の住所等の届出）

第１３条　当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

別紙Ａ

第 ３ 章　　株主総会

（株主総会決議事項）

第１４条　株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

（招　集）

第１５条　定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

２　株主総会を招集するには、会社法第２９８条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合を除き、株主総会の日の３日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

３　前項の招集通知は、会社法第２９８条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面ですることを要しない。

４　第２項の規定にかかわらず、株主総会は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第２９８条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（定時株主総会の基準日）

第１６条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年６月３０日とする。

（招集権者及び議長）

第１７条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

２　株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（決議の方法）

第１８条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議等の省略）

第１９条　取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

２　取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第２０条　株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は１名とし、当会社の議決権を有する株主又は親族であることを要する。

２　前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第 4 章　　取締役

（員　数）

第２１条　当会社の取締役は、１名以上とする。

（選任及び解任の方法）

第２２条　当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２　取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

（任　期）

第２３条　取締役の任期は、選任後１０年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

３　増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び社長）

第２４条　当会社の取締役が１名のときは、その者を代表取締役とし、社長とする。

２　当会社に取締役が２名以上いるときは、株主総会の決議によって、代表取締役を選定し、その者を社長とする。ただし、２名以上の代表取締役が選定されたときは、株主総会の決議によって、代表取締役の中から社長１名を定める。

３　社長は、当会社の業務を統轄する。

（役付取締役）

第２５条　業務上必要があるときは、株主総会の決議によって、取締役の中から会長、副社長、専務及び常務を定めることができる。

（報酬等）

第２６条　取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第５章　計　算

（事業年度）

第２７条　当会社の事業年度は、毎年７月１日から翌年６月３０日までの年１期とする。

（剰余金の配当の基準日）

第２８条　当会社の期末配当の基準日は、毎年６月３０日とする。

２　前項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第２９条　配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　未払の配当金には、利息をつけない。

第６章　附　則

（本店所在場所）

第３０条　当会社の設立時の本店所在場所は、次のとおりとする。

岡山市北区錦町５番１０号

（最初の事業年度）

第３１条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から２０２１年６月３０日までとする。

（設立時取締役及び設立時代表取締役）

第３２条　当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役　　大槻　一彦

別紙Ａ

設立時代表取締役　　大槻　一彦

（附則の削除）

第３３条　本定款第６章は、最初の定時株主総会の終結をもって将来に向かって削除されるものとする。

別紙Ａ

別紙２．承継する資産及び負債

＜資産＞

		帳簿価額(円)	備考
[流動資産]		1,540,000	
内訳：			
前払費用		1,540,000	中島ビルに係る前払賃料債権

[固定資産]		14,481,737	
内訳：			
建物付属設備	中島ﾋﾞﾙ便座取り付け工事	325,462	管理番号 157
	中島ﾋﾞﾙ塗装工事	114,191	管理番号 158
	中島ﾋﾞﾙ内装改修工事	2,161,547	管理番号 159
	中島ﾋﾞﾙ電気工事	313,702	管理番号 160
	電話回線増設設備	58,488	管理番号 161
	岡山ｻｰﾊﾞｰﾙｰﾑ　ﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ工事	677,330	管理番号 172
工具器具備品	ProCurve Switch 2510G-48	0	管理番号 1040（償却済）
	ProCurve Switch 2510G-48	0	管理番号 1042（償却済）
	ProCurveSwitch 2510G-48	0	管理番号 1047（償却済）
	無線 LAN ｼｰﾄ 13 式	39,505	管理番号 1174
	ｴｱｺﾝ	1	管理番号 1175（償却済）
	ﾃﾚﾋﾞ	1	管理番号 1183（償却済）
	ﾃﾚﾋﾞ	0	管理番号 1184（償却済）
	ｹｰﾌﾞﾙ配線工事	23,982	管理番号 1191
	役員室会議用机椅子一式	11,930	管理番号 1193
	役員用机･ｲｽ	6,316	管理番号 1194
	液晶ペンタブレット Cintiq 22HD	10,680	管理番号 1398
	岡山ｻｰﾊﾞｰﾙｰﾑ　19 ｲﾝﾁﾗｯｸ	239,908	管理番号 1413
	Apple iPhoneＸ	26,103	管理番号 1453
	Apple iPhoneＸ	26,103	管理番号 1454
	Apple iPhoneXS 64GB	47,602	管理番号 1640
	Apple iPhoneXS 64GB	47,602	管理番号 1641
	Apple iPhoneXS 64GB	47,602	管理番号 1642
	Apple iPhoneXS Max 64GB	52,386	管理番号 1659
	Apple iPhoneXS Max 64GB	52,386	管理番号 1660
	Google Pixel3 XL 64GB	47,515	管理番号 1712
	HUAWEI Mate 20 Pro	50,969	管理番号 1750
	au　Galaxy S10+	59,846	管理番号 1854
	Apple　iPhone11 Pro Max 64GB	83,720	管理番号 1908

別紙Ａ

	Apple　iPhone11 Pro Max 64GB	83,720	管理番号 1909
	Google　Pixel 4 XL	73,140	管理番号 1916
敷金		9,800,000	中島ビルに係る敷金返還請求権

［その他知的財産］

モバイルオンラインゲーム「テイルズオブアスタリア」にかかるプログラムに関する著作権

ただし、次のものを除く

・当社が保有する共通モジュールＫＧ　ＳＤＫにかかるプログラム

・第三者が提供するミドルウェア（Ｕｎｉｔｙを含むがこれに限られない）及びフォントプログラム

＜負債＞

該当なし

＜以下余白＞

別紙Ａ

別紙３．契約上の地位を承継する契約

相手先	締結日	契約書名
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	2018/11/12	“テイルズオブアスタリア（テイルズオブキズナＲ）”共同事業契約書に係る覚書
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	2018/11/28	“テイルズオブアスタリア（テイルズオブキズナＲ）”共同事業契約書に係る覚書
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	2018/07/12	“テイルズオブアスタリア（テイルズオブキズナＲ）”共同事業契約書に係る覚書
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	2016/11/02	“テイルズオブアスタリア（テイルズオブキズナＲ）”共同事業契約書に係る覚書
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	2015/10/20	“テイルズオブアスタリア（テイルズオブキズナＲ）”共同事業契約書に係る覚書
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	2015/08/19	共同事業契約に係る修正覚書（「テイルズオブアスタリア」（旧称「テイルズオブキズナＲ）））
株式会社バンダイナムコゲームス	2014/12/20	“テイルズオブアスタリア（テイルズオブキズナＲ）”共同事業契約書に係る覚書
株式会社バンダイナムコゲームス	2014/01/10	“テイルズオブキズナＲ”　共同事業契約書に係る覚書
株式会社バンダイナムコゲームス	2013/12/11	“テイルズオブキズナＲ”　共同事業契約書に係る覚書
株式会社バンダイナムコゲームス	2013/09/30	共同事業契約書
中島史博	2012/11/19	事業用賃貸借契約書
株式会社建美装社	2015/11/30	契約書
株式会社建美装社	2017/11/30	覚書
株式会社建美装社	2019/01/22	覚書
株式会社建美装社	2020/01/01	覚書
株式会社ジャパンビバレッジホールディングス	2016/01/26	飲料機器貸与に関する契約書
医療法人丹治クリニック	2015/04/01	産業医契約書
株式会社ＫＡＤＯＫＡＷＡ	2018/3/7	請負基本契約書

＜以下余白＞

別紙Ａ

別紙４．承継する従業員

当社岡山事業所に勤務するすべての従業員

ただし、社員番号 970 の従業員を除く

＜以下余白＞